

# 今治市 会計年度任用職員（書道・美術学芸員）採用試験実施要項

## 1 採用職種及び予定人員

会計年度任用職員（書道・美術学芸員） 1名程度

## 2 受験資格

※次のいずれにも該当する者を対象にします。

- (1) 昭和56年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた者
- (2) 4年制大学若しくは大学院で書道または美術分野を専攻し、卒業・修了した者
- (3) 博物館法（昭和26年法律第285号）第5条第1項の規定による学芸員資格を有する者
- (4) 普通自動車免許取得者

※受験資格を有する者であっても次の各号の一に該当する者は受験できません。

- ア 日本国籍を有しない者
- イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ウ 今治市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

## 3 申込手続

### (1) 採用試験申込書の請求

ア 文化振興課又は上浦地域教育課でお渡しします。

イ 今治市ホームページからもダウンロードできます。

採用試験申込書は、A4サイズの白紙を使用してください。縮小したもの、両面印刷したものは受付できません。

ウ 郵便で請求する場合は、封筒の表に「採用試験申込書」と朱書きし、あて先を明記して84円分の切手を貼った返信用封筒を必ず同封し、文化振興課へ郵送してください。

なお、返信用封筒が同封されていない場合は送付できません。

### (2) 採用試験申込書の提出

採用試験申込書を文化振興課へ提出（持参又は郵送）してください。

電話、Eメール及びFAXでの申込みはできません。

### (3) 受付期間

令和5年4月3日（月）から随時受付。（午前8時30分から午後5時15分まで。土曜日・日曜日・祝日を除く。）とします。

郵送の場合は、簡易書留に限り受け付けます。簡易書留の場合は、受付後、電話等で連絡

をおこない、受付完了の確認をいたします。

(4) 申込先

〒794-8511 今治市別宮町一丁目4番地1（今治市役所第1別館6階）

今治市総合政策部交流振興局 文化振興課 TEL 0898-36-1608（直通）

#### 4 試験の日時・場所

募集があった者から随時、日程と会場の調整をおこない、試験を実施します。

#### 5 試験の方法及び内容

○面接試験

主として人物について個別面接による試験

※必要な適格性を有する者がいない場合は、採用しないことがあります。

（注1）提出された書類は、採用の資料に使用するもので、ほかの目的には使用いたしません。  
また、合否にかかわらず返還できませんのでご了承ください。

#### 6 合格発表

試験の結果は、試験後おおむね2週間程度で書面にて通知します。

#### 7 勤務予定先

今治市村上三島記念館（上浦歴史民俗資料館）

※勤務地は変更されることがあります。

#### 8 主な職務内容

今治市村上三島記念館（上浦歴史民俗資料館）での施設管理運営業務、学芸員業務。

#### 9 採用後の勤務条件

(1) 雇用期間

採用後、採用年度末日まで。ただし、1か月間は条件付採用とします。

任期は1年を単位とし、勤務成績が良好な場合は、翌年度の雇用を継続します。

(2) 勤務時間等

午前8時30分から午後5時15分まで（1日7時間45分）。週38時間45分勤務

(3) 休憩時間：1時間

(4) 休日：休館日（月曜日または月曜日が祝日の場合、翌平日）、土、日、祝日は交代勤務により完全週休二日制、12月29日～1月3日

(5) 時間外勤務：有

(6) 給料等

月額 180,300 円 (昇給制度あり)

年 2 回の期末手当、通勤手当

その他 健康保険、厚生年金保険、雇用保険、年次有給休暇制度あり。

(注) これらの勤務条件は、改定されることがあります。

## 10 その他

[問合せ]

今治市総合政策部交流振興局 文化振興課

〒794-8511 今治市別宮町一丁目 4 番地 1 (今治市役所第 1 別館 6 階)

TEL 0898-36-1608 FAX 0898-24-2008

**文化振興課メールアドレス [bunka@imabari-city.jp](mailto:bunka@imabari-city.jp)**

**文化振興課ホームページ <http://www.city.imabari.ehime.jp/bunka>**